

ミャンマー：2024年3月 知的財産権アップデート

概略

ミャンマー知的財産局(MIPD)は、2024年2月16日、商標代理人との会合において、商標登録出願の審査が既に開始されており、商標権所有者やその代理人は、該当する場合、今後数ヶ月中に当局からの通知を受け取ることになると発表した。

また、MIPDは2024年2月9日から著作権の登録出願が可能となっていることも発表した。

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ
Yoko Inoue (井上 洋子)
Yoko.inoue@bakermckenzie.com

1. 商標出願に関する官庁通知

MIPDは、商標出願の方式審査(出願人の詳細や添付書類など)、および実体審査(識別力など)を開始した。MIPDは出願人またはその代理人に必要な通知を送付することになる。出願人は、当該通知を受領してから30日以内に、通知に記載されている要件を満たさなければならない。出願人が30日以内に要件を満たさない場合、MIPDは出願が放棄されたものとみなす。この場合、出願人はみなし放棄日から60日以内に再出願できる。

出願が審査に合格した場合、MIPDはその商標を異議申立のために公告する。第三者は公告日から60日以内であれば異議申立できる。この期間内に異議申立がなければ、MIPDにオフィシャル料金(約75米ドル)を支払うことにより、当該商標は登録証を付与される。

2. 著作権登録

2019年著作権法は2023年10月31日に施行された。著作権登録の申請は、2024年2月9日からMIPDの著作権登録システムを通じて行うことができる。2019年著作権法による保護の詳細については、2023年9月15日付ニュースレターを参照されたい。

(a) 登録申請

2019年著作権法に基づき、著作物は任意で登録できる。登録申請は、MIPDの電子ファイリングシステムを通じて所定の書式を用いて行う。登録の対象となる著作物は、文学的著作物、美術的著作物、実演家の関連する権利に関する著作物(以下、「関連権利物」)である。

文学的著作物または美術的著作物について申請資格を有するのは、著作者、著作者の承継人、譲受人または受託者である。また、関連権利物について申請資格を有するのは、実演家、フォノグラム製作者、放送団体、またはそれらの承継人、譲受人、受託者である。

いずれの場合も、申請者がミャンマー居住者でない場合には、国民IDカードを有するミャンマー居住者を指名しなければならない。

申請者は以下を含む情報を提供する必要がある:

- 申請者が著作者である場合、当該文学的または美術的著作物が著作者自身の創作であることの誓約
- 申請者が実演家、フォノグラム製作者または放送団体である場合、関連著作物の対象が彼ら自身の創作であることの誓約

- 
- 申請者が承継人、譲受人または受託者である場合、適用される法律に基づく著作物に対する権利の根拠となる証拠
 - 申請者が法人である場合、署名者が法人を代表する権限を有することを証明する書類
 - 登録を求める著作物の概要または説明
 - 発行国および最初の発行日(該当する場合)
 - 申請者が複数の場合、申請者の1人が申請者を代表して署名者に任命されていることを証明する書類
 - 二次的著作物の場合、原著作物に関する情報および著作者の許諾を証明するもの

文学的もしくは美術的著作物、または関連権利物の登録申請のために MIPD に支払うオフィシャル料金は、約 47 米ドルである。

(b) 登録取消し

登録作品が個人または団体の利益を害することが判明した場合、影響を受ける個人または団体は、登録の取消しを申請できる。取消の理由、抗弁及び当事者から提出されたその他の関連情報に応じて、登録官は登録を取り消すことができる。

(c) アピール

登録官の決定に不服がある利害関係者は、当該決定の公示日から 60 日以内に知的財産庁 (IP Agency) に上訴できる。当該知的財産庁 (IP Agency) は、特に登録官の決定に対する不服申し立てを審理するために著作権法に基づいて設立されたものである。さらに、利害関係者は知的財産庁 (IP Agency) の決定に対して知的財産裁判所に上訴できる。

(d) 知的財産裁判所の手続き

連邦最高裁判所は、知的財産裁判所などの特定の裁判所に、著作権問題を裁く管轄権を付与している。知的財産裁判所は、著作権に関する民事・刑事両方の管轄権を有し、特に侵害事件や仮処分申請を審理できる。また、著作権法においては、権利者の承諾なしに著作物を複製、伝達、公衆に頒布すること、営利目的で侵害品を所持および/または輸入することは違法であり、裁判所は著作権法違反に対して罰金または禁固刑を科すことができる。詳細は 2023 年 9 月 15 日付 [ニュースレター](#) を参照されたい。

重要事項

現在、知的財産所有者は、ミャンマーにおいて商標、工業意匠、著作物の登録が申請可能となっている。知的財産所有者はミャンマーにおける知的財産権及び利益が十分に保護されていることを確認するため、現在の製品・サービスの提供範囲、及び将来の製品・サービスの提供範囲を見直すことが重要である。

登録された知的財産は、知的財産のライセンス供与、第三者による無断使用の抑止、事業価値の向上など、権利所有者に多くの利益をもたらす。特に、著作物の登録は、著作物が許可なく使用された場合に、所有権を証明し、損害賠償を求めるのに十分な証拠を確保するのに役立つことになる。

これらの問題や影響について詳しくお知りになりたい場合は、ベーカー・マッケンジーの担当者に問い合わせいただきたい。

私どもは、引き続きミャンマーにおける知的財産権の動向を注意深く見守り続けます。ご質問やご不明な点等ございましたら、私共まで何なりとご連絡ください。